

『信州大学教育学部研究論集』投稿に関する申合せ

1. 『信州大学教育学部研究論集』（以下「本誌」という。）に投稿しようとする者は、原稿作成要領に従って作成した完成原稿を編集委員会に提出するものとする。本誌はオンラインジャーナルとして3月発行とし、2月開催の編集委員会までに受理された原稿を当該年度の本誌に掲載する。
2. 本誌に投稿できる者は、信州大学教育学部（以下、「本学部」という。）の専任教員、特任教員、客員教員、名誉教授、信州大学大学院教育学研究科（以下「本研究科」という。）修了生、本研究科大学院生及びその他編集委員会が認めた者とする。
3. 2. に規定する者以外の者が本誌への投稿を希望する場合は、事前に本学部の専任教員による推薦の理由書（以下、「理由書」という。）を編集委員会に提出し、投稿の許可を得なければならない。なお、理由書の様式については別に定める。
4. 本誌に投稿する者は、下の原稿の種別のうち一つを原稿に明記することとする。
 - (1) 学術論文
 - (2) 研究報告／実践研究／総説等
5. 原稿の提出期限は次のように定め、これらの期日以降の投稿については、原則として次年度投稿分として取り扱うこととする。
 - (1) 学術論文・・・9月末日
 - (2) 研究報告／実践研究／総説等・・・11月末日
6. 原稿の作成は、別に定める「原稿作成要領」に従うものとし、下の表に示したもの（○印）を本学部図書館主査に提出するものとする。

原稿の種別	提出届（所定の様式）		原稿		
	電子ファイル （Word形式）	紙媒体 （原本）	電子ファイル （Word・一太郎等）	紙媒体 ※1	
				原本	マスキング コピー※2
学術論文	○	○（1部）	○	○（1部）	○（2部）
研究報告/ 実践研究/ 総説等	○	○（1部）	○	○（1部）	—

※1 カラー図表等がある場合は、カラー印刷で提出すること。

※2 マスキングコピー2部については、執筆者名、所属等の執筆者が判明する箇所を削除する。

7. 原稿における他人の著作物の引用に際しては、正当な範囲内（執筆者の執筆部分が主、

引用部分が従であること)において、引用部分を明瞭に区別し、出所を明示すること。
また、原稿に掲載又は原稿からリンクされる写真・静止画・動画等の利用における肖像権や個人情報等の取り扱いについて、責任著者は十分に留意し、必要となる許諾を得、必要に応じて許諾を得たことを注釈として記載すること。

8. 提出されたすべての原稿は、編集委員会が校閲を行い、「学術論文」については査読を行う。査読・校閲の手順・方法は別に定める。
9. 原稿の掲載に際し、編集委員会は責任著者に原稿の内容の修正を求めることがある。
10. 投稿された原稿は、原則として返却しない。

附 則

この申合せは、平成22年7月7日から施行する。

附 則

この申合せは、平成23年2月2日から実施する。

附 則

この申合せは、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、平成26年1月9日から実施する。

附 則

この申合せは、平成28年3月5日から実施する。

附 則

この申合せは、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和2年6月25日から実施し、令和2年4月1日から適用する。